

[事案 24-56] 転換内容変更請求

・平成 25 年 3 月 4 日 和解成立

<事案の概要>

転換に際し、提案書記載の金額よりも少なくなったことを不服として、転換後契約の提案書記載どおりの金額であることの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 5 月に加入した利率変動型積立終身保険について、平成 24 年 1 月の契約転換後の介護収入保障特約の基本年金額が転換時に提示された提案書記載の金額よりも少なくなっているが、同提案書の内容を検討して、転換の申込みをしたものであるので、記載のとおりの金額としてほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保障一括見直し（転換）の提案書には、見直し価格は平成 24 年 1 月末現在のものであること、見直し価格は契約が成立するまでの間に変動すること、転換前契約について未払込保険料がある場合は見直し価格から相当額を控除することが記載されている。
- (2) 保障一括見直し（転換）の申込書には、見直し価格充当部分の保険金額が一括見直し後特約の責任開始日により確定することを了承する旨の記載があり、申立人はそれらを承知の上で転換申込みをしている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 以下のとおり、申立契約の約款の定めにより介護収入保障特約の基本年金額は提案書記載の金額から減少することとなるので、申立内容を認めることはできない。
 - (1) 以下の事実から、申立契約の保障一括見直し日は平成 24 年 3 月 1 日となる。
 - ① 約款では、会社が一括見直し後特約の締結を承諾した場合には、一括見直し後特約の第 1 回保険料を受け取った時か、告知が行われた時のいずれか遅い時から、一括見直し後特約における責任を負う（責任開始日）こととされている。
 - ② 同様に、約款では一括見直し後特約の期間、年齢および保険料の計算は保障一括見直し日を基準とし、保障一括見直し日は一括見直し後特約の責任開始の日の属する月の翌月 1 日とすることとされている。
 - ③ 本件においては、告知が行われたのは平成 24 年 2 月 1 日であり、第 1 回保険料の支払いはそれ以前に行われていることから、責任開始日は同年 2 月 1 日となる。
 - (2) 申立人の申出があったことから、見直し価格は介護収入保障特約の保険料積立金に充当されている。
 - (3) 以下のとおり、約款の定めにより、見直し価格は提案書に記載されていた額よりも減少しており、見直し価格から保険料が充当される介護収入保障特約の基本年金額も減少することとなる。

- ①見直し価格は、一括見直し前特約の保険料積立金、保障一括見直し時までの経過期間に応じて会社の定める計算方法で計算した社員配当金等の合計額によって算出される。
- ②保障一括見直し前に未払込保険料があるときはその金額を見直し価格から差し引くこととされている。
- ③提案書では、責任開始日を1月末日として計算されていたため、保障一括見直し日が2月1日となり、保障一括見直し前の未払込保険料は1ヶ月分のみとなるので、その額が控除されている計算であるが、実際には、責任開始日が2月1日となったために保障一括見直し日が3月1日となり、未払込保険料が2ヶ月分となったことから、見直し価格から差し引かれる金額が増加した。

2. しかしながら、以下の事情を踏まえると、本件は和解によって解決することが相当である。

- (1) 保障一括見直し申込書には、「参考」として、提案書記載の金額の介護収入保障特約の基本年金額が記載されており、そのうえで「2月末日までに申込みおよび告知を完了してください、3月1日以降契約年齢が上がり、保険料等が変動します」との記載がある。
- (2) 確かに「参考」として記載された基本年金額は1月末日を責任開始日として計算した金額である旨の注意書きがあり、責任開始日が2月1日以降となる場合には基本年金額が変動することが前提となっている。
- (3) しかし、申立人は募集人から特にその点について説明を受けておらず、2月末日までに告知を完了するように、との上記記述からすれば、一般人において、2月末日までに告知を完了すれば、記載の内容で契約が成立するものと認識したとしてもやむを得ないことと考えられる。